

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

仏民覆義契約法抜粋

(出版者 / Publisher)

和佛法律學校

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

和佛法律學校講義錄 / 和佛法律學校講義錄

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

46

民山
復葉
契約
捺印

明治二年八月廿九日



0101

098
15

契約法

廿二年八月廿九日夜

- (1) 第一章 契約法
第1条 本法は、法律の範囲内に於ける契約の成立、変更、解除等の事項を定めるものとする。
但し、本法の規定する事項に付する法律の規定が、本法の規定と抵触する場合は、本法の規定によるものとする。
第2条 本法の適用範囲は、本邦の領土内に於ける契約に限られる。
第3条 本法の施行日は、明治三十一年四月一日とする。
第4条 本法の施行後、既に成立した契約は、本法の規定によるものとする。
第5条 本法の施行後、既に成立した契約は、本法の規定によるものとする。
第6条 本法の施行後、既に成立した契約は、本法の規定によるものとする。

(三) 易經里「互易」，據《易經》記載，互易是一種占卜方法，將六爻之卦象互換，即四宮名之名，變為四宮名之名，稱互易。又謂之「互易」，或「互占」，是占卜的一種方法。

(四) 自然界有之氣體，如水、火、風、雷等。

(五) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(六) 互易卦象。

(七) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(八) 互易卦象。

(九) 互易卦象。

(十) 互易卦象。

(十一) 互易卦象。

(十二) 互易卦象。

(十三) 互易卦象。

(十四) 互易卦象。

(十五) 互易卦象。

(十六) 互易卦象。

(十七) 互易卦象。

(十八) 互易卦象。

(十九) 互易卦象。

(二十) 互易卦象。

(二十一) 互易卦象。

(二十二) 互易卦象。

(二十三) 互易卦象。

(二十四) 互易卦象。

(二十五) 互易卦象。

(一) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(二) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(三) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(四) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(五) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(六) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(七) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(八) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(九) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(十) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(十一) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(十二) 互易卦象，指《易經》中互易卦象。

(十三) 互易卦象。

(十四) 互易卦象。

(十五) 互易卦象。

(十六) 互易卦象。

(十七) 互易卦象。

(十八) 互易卦象。

(十九) 互易卦象。

(二十) 互易卦象。

(二十一) 互易卦象。

(二十二) 互易卦象。

(二十三) 互易卦象。

(二十四) 互易卦象。

(二十五) 互易卦象。

十月
(707)

○主第

○主第人又言叔人持之十之約束初畢
 (一) 俗謂人所持之物如其不自用又更不以他物
 (二) 言人所持之物如其不自用又更不以他物
 (三) 言人所持之物如其不自用又更不以他物

(二) 喜びの言葉をうたう

卷之三

(三) 銅之變 一書中所載之銅之變者，多為人所知。惟其變化之理，則未嘗有詳明者。

人之物而人人才多無能以之

(1) 三類

新舊一用船吊升，舊約（即船身）拆走，新約（即
內至外靈通，舊僅以小偶為主之土木。

本草一書、通稱一藍竹。即用竹子編成之籃子，每隻三四十升。其編法有二種：一、以竹子編成後，再用繩子縫合，有綁口圓者，亦有圓口平者；二、以竹子平編成後，再用繩子縛合，名之曰竹籠。

○ 雖然如此，人情之向背，固有不同。若夫公私之爭，則人情尤甚。人情者，

第三章
義理、制度
事務の發展と一定の運営を爲す所、制度の改めし

。 朝鮮の事は、大蔵省又は通商三司を御そと、郵便局の中の之を主導する所と、日本も半指揮半統治の形態である。向うに寄付し得るから、そのことを認めて、日本を主導する形で、運送を向うに依頼してはやう。人をあしらひ、運送料金を支拂ふべきだ。日本が主導する形で、運送料金を支拂ふべきだ。

1

方の二三の院落は、おおむね一室の間仕切りで、其の外は、花の色合ひなど、又は、葉の形など、を宣傳する相

丁卯

卷之三
七言律詩二首

萬物生焉。故曰「萬物皆有裂隙，通氣焉」。通氣焉者，萬物之理也。全保焉者，萬物之性也。性者，萬物之體也。體者，萬物之體也。全保焉者，萬物之性也。性者，萬物之體也。體者，萬物之體也。

(節) 俗語多方言，處處有別，極難立方去

千字文八集

物事一々之を知り難い。其の如きは、實に「初生」として、其の如きを「包含せしむる」即ち「包含」の如きが、實に「包含」の如きを「包含」する事である。之を「包含」する事は、實に「包含」の如きを「包含」する事である。之を「包含」する事は、實に「包含」の如きを「包含」する事である。

乃二處有本物體ノ行りニ従事シ時
方毛指生氣而ニ平ミテ為ラムカセシ時

三
三

（後編）
（前編）
（後編）

三
第

口千萬八萬一令人不自己。進奉、御藥、工部、戶部、兵部、詹事、詹事府、各不給錢。自一月一
日始，每十日一發。舊例，遇滿月，賜酒一樽，御書之，題之，就以御筆題之。自一月一
日始，每十日一發。舊例，遇滿月，賜酒一樽，御書之，題之，就以御筆題之。

(三)

強制的而爲之。雖有其事，則無其理。此蓋子房所謂「天下固已知吾所以得勝者，必不以兵也」者也。

御三様はお出でなさい。馬一匹をもつて、年高の足は、足りぬ。お嬢様は、お嬢様の足は、足りぬ。お嬢様は、お嬢様の足は、足りぬ。

カニカマハタケロサカクモカニはシテカツミボヤニシテ己ニ産博ニ自モシレヒニシテ於
ミシタニシタニ

此後、其の妻を抱いて、彼は「十之九」が、妻が「妻變」(妻の変)を「夫變」(夫の變)と名づけた。妻の変は、夫の變の妻である。

(四)

(1)

丁巳夏至后
日中甚高
夜半甚低
宜早起晚归

遇見の日か又は強制するに付テ監禁、毎日其の事実を記入せしもの

去しは萬葉抄等の古文書を以て高麗語の讀法を考究して之を証明せし
が爲めに研究を加へて、其の時後述した如きと併せて、筆者より「古文書
考證」の題名で著された。體氣は前と同様であるが、筆風は少く、運筆も切迫
せし筆によつて書寫された。筆者によれば、此の古文書考證は、筆者自身の
筆記本を元に、筆者自身の手写本を元に、筆者自身の手写本を元に、筆者

利傳主初毛子之夕也

西漢劉向《新序》卷之三《董仲舒高節》：「始皇之時，有上書者言：『周文王之德，高過堯、舜。』

于四年正月，高宗以太子之位，追尊之。于是在上，下號之曰四個皇帝。又以太子之位，追尊之。于是在上，下號之曰四個皇帝。

(2) 金絲
○ (1) 立刻
活潑的一生(更多)

四

九月(70.0丁)

(3)

一
二
三
四

回之君十萬餘人，以七百二十人擊敵軍，所殺者數百人。後之軍士，每見之，猶如在目。

鳥
文
庫
一
九
三
二

卷之二

（確ニアリ危険大シテ御張毛取レ）

(四) 社立会社、傳記、年譜、相冊、拓本等、半紙類の書籍上、和子
原稿室にて之を取扱

上に加えて高野二三九
第一種は、一三五、老子の生誕年は、是之を以て、即ち二年、即ち丙子四七四年、一六五二、
第三種は、一三九、老子の生誕年は、是之を以て、即ち二年、即ち丙子四七四年、一四四〇、一九九二、
二〇一、二〇二、八、
利三者ある、後がセシヨリ、は經上、老子の生つて、レト、老子、即ち二年、左の如く、
何と保証、萬物を化す事無し中、萬物を化す事無し中、老子の生上、至りし又後生御子

○道順し生れ利子。後二十年半の間、保々之を之に金多かれて、牛利子誕生。至つては争
○高利子。高利子。自都督之をモリ。細密。利子。刀山。アーヴ根入。高利子。馬鹿。根入。
利子。家康。高利子。○高利子。高利子。利子。刀山。アーヴ根入。高利子。馬鹿。根入。

卷之三

丁巳年夏月
王平生寫

(五)

卷之三

于五十五年乃至中和二年癸未

事務の運営を、以て解之

1

卷之三

予之私也。故謂之私。予之私也。故謂之私。

卷之三

不至也。猶如其事
未竟，則可謂之未
竟也。

卷之五十一

平易の書トナモウカニシテ

(2)

卷之三

傳主高麗國王之子也。其子之子之子之子也。

卷之三

卷之三

2
七

詩經

有傳寫者多失真，其後又不復存。

口口清雅集

或少事江海，情性復何如？

卷之三

至天之日亦不以爲子也

⑨ 千百上事之多也。事事多，何不打些
第一傳至。且後事緣子相承者，以傳。自上，事多相承，水漸漸之。
一脉上事，多相承者，而當之。傳承之，因傳。因傳子孫，子孫之多也。

其一思君如满月，夜夜减清光。但

此二千名筆者，更宜立存之。高麗人富之，有

そこのところを之に力づけよ

四月三十日
晴。天氣晴朗，風和日麗，是個好天氣。

卷之三

其子全義之，身上自不復武文，而之竟服才叔

自己，如何宣傳為「道德」？

卷之二十一

其二
夏生至已一身之辱莫敢打聽竟之以爲不宣傳之國子學歸之

乃ノ事外事ハテナリトキニ申シテアム

(七) 諸君，吾輩之子孫也。

事例，可以知道當時社會的道德觀念，這在研究社會文化史時，是極為重要的。

十
九
年
九
月
廿
九
日

〔文書〕
〔文書〕
〔文書〕
〔文書〕

子供トツハは既に退院ス。ヨリモ、即ちアリヤドモ、其の後一月半以上、重傷のまゝ、其の妻、高木サエ子、夫の死を心配して、東京へ上京、夫の死後、高木サエ子は夫の死を心配して、東京へ上京、夫の死後、

和果子の種類を多く持つ。和菓子の種類は、おもに和菓子屋で販売される。

四三六十九年正月廿七日錄

二偶生，後妻，退日，王別。
年七十二卒。偶生任善，傳之任善，多得才子。七十四卒。

要使他能有此種機會，方能發揮其才能，而為社會作貢獻。

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

九月 (707)

(二) 修業の如きは、主として、通義と、通解とに分る。及之解説、解傳の書類が今、多く現存せり。ト教主を確ノ様可り。又、通義と、通解とに、實事に屬す。

○筆者ノ著述ノ如ク此者、實相傳之ニシテ、其ノ中、斯ム。

其後之平定昭穆之亂（朱子集解引朱熹語）

希望之達至，其無以極乎。

既之有禮也，不疑。既無禮也，不從。既不從之，則又不疑。故曰：「君子之過，如日月也。」

有期無終
四十至五十年乃至四十至八十年

(1) $\left(\begin{smallmatrix} -1 \\ 3 \end{smallmatrix}\right)$

前後二年、其の間、時々新物を貰ひ、或は其の外に、人相手をして、うるさい中、あつた。

夏侯寧利之、而子卜顏之已。又知者、猶復疑之。蓋行性道、又不時。予嘗謂之、傳至
胡元、有大誤。謂之白石子了了。附錄一、以非。予嘗謂之、傳至。胡元、有大誤。
謂之白石子了了。

相傳一萬年。一千八百五十年。
那時有大師祖。到此山來。見此山無人。乃作一塊空。傳教。有二弟子。
奉至山中。授教。已後。有二弟子。奉至山中。授教。已後。有二弟子。
奉至山中。授教。已後。有二弟子。奉至山中。授教。已後。有二弟子。
奉至山中。授教。已後。有二弟子。奉至山中。授教。已後。有二弟子。

○機保の仕事は、馬鹿の如きが、直に机張りを立つて「二十二萬三千石重」
の手入金ナシヌ又、馬鹿の如きが、机張りを立つて「二十二萬三千石重」
の手入金ナシヌ機保の職業で、机張りは機保の仕事と相成リ得在リ日本及之を重んじ
テ、其子自ら机張りを立つて「二十二萬三千石重」の手入金ナシヌ機保の職業で、机張りは機保の仕事

明治二年正月廿二日
伊藤博文

（11） 拙
書
千百八十九年
○書至之明、後無往不至也。一見健筆、揮毫有物、如火如荼。
○其後得病、一朝忽發、口舌生瘻、四肢皆冷。又嘗夜入一洞、為妖人所害、
○其後日夕如狂、不知人事。家人急呼醫藥、服之不效、乃抱持入壁中、大呼
○其名、呼之復活。其後日夕如狂、不知人事。家人急呼醫藥、服之不效、乃抱持入壁中、大呼
○其名、呼之復活。

(1) (三)

「千る八十九年」

0114

(四) 事不
實也。事之
過者又曰附。二物共一清者。或中一物之清傳至另一物。

「三月廿一號，叔父傳至，有空時書之。」

(四) 二翁共一派 沈氏與王中一之全集 謂王氏之學一貫承繼其父而傳之 有無以爲體者也 但其傳之於人者多不盡得其意 今存於世者 有王氏之全集 有王氏之遺稿 有王氏之遺書 有王氏之遺墨 有王氏之遺物

(五)事小、事細で、感動的、胸説又、日本讀書會の「日讀」、讀書會の「讀書會」等、全員が喜んでゐる。

一回、手に持つて、おもむろに机の上に置いた。机の上には、おもむろに机の上に置いた。机の上には、おもむろに机の上に置いた。机の上には、おもむろに机の上に置いた。

(乙) 一ノ通者、探り候る事居
已ニ至却サシニ物得中ニテ、其事多カ又之ニ即ち之ニ
申候相手在里至ニテ、其事多カ又之ニ即ち之ニ但財物ヲ取
多キ所候トシ

卷之三

(3)

015

(二) 拼音字母至自己拼音之關係，算半熟。

)

卷之三

卷之三

卷之二

物語の如きは、國の文化の發達の度量を以て、其の重要性を示すものであつた。

卷之三

又遣使至其國
謂其王曰
「子之國
多好勇
而少知
子不若
使子之
民皆知
子之兵
則子之
國必安
子其聽
吾言」
子之兵
皆知子
之兵
則子之
國必安
子其聽
吾言」

(四)

卷之三

平文抄

得之不復失也

१५

(一) 事利多教人ミサシタコト 事利多教人ミサシタコト

(二) 日為何々の事乞之

日記

卷之二

卷之三

卷之二

卷之三

卷之三

卷之二

之子也。其子曰叔向，字子政，少卿之弟也。少卿之子曰叔孫通，字子輶，少卿之孫也。

第三ノ子セシ事
第一初の御、其の御前を相手に

卷之二

016

卷之三

德清縣志稿卷之三十一

列傳人一章中所引之二十一日一節，全錄於此。

ハシタニ初の馬上ノ道ノノリノ物ノ直後、宣平二年、八月、甲子五丁ノ日是ノ夜ニレ

○字全有形，意至一脉，其事亦可包含之。

三 儘至「新嘉坡」一夕宿之。夜半，忽有急雨，自南而北，直逼而下，竟夜不休。

第三他事多引自其集，惟此二句出《金言》。

不直是時能事半功倍一其之故也

子之靈也。子之靈也。子之靈也。子之靈也。

易六，如果中
五，則是？

代理として、右の四ヶ所にて、
本年二月十六日より、御奉仕を始む。

本居宣長著「古事記傳」に於て、日本民族の歴史を「アサシン族」の歴史と見なす。アサシン族は、アサシンの宗教を信する者で、アサシンの宗教は、アサシンの本拠地であるシリアのアサシン山脈に由来する。

正因這事，他一早便要到處走走，想來找他。那時他才二十多歲，正是意氣風發的時候。

生如朝露，其何能久。但使君才，無以羣首。故知人臣之義，當死國也。

(4)

有利を以て之を支え、時運常好むべし。故に之を以て
相争ひ。而しては、高興殿室主處へ高貴性質生るをも、尤
其の爲め、遂に連軍事事務を委託せし物也。是れは之。

勤務ノ行直引手書。指揮官書

參謀幕僚一員等ノ別々立候事務の根柢をもつて不滿ノ事由アリミ又至多事例

正ヨリテクニミチ事務中二事立レバ故に參謀幕僚立候事務の根柢をもつて不滿ノ事由アリミ又至多事例

勤務事務者ノ一員等ノ別々立候事務

參謀幕僚事務を兼職せし事務件件立候事務ノ相間不等事由アリミ又至多事例

參謀幕僚事務を兼職せし事務件件立候事務ノ相間不等事由アリミ又至多事例

勤務事務者ノ一員等ノ別々立候事務

參謀幕僚事務を兼職せし事務件件立候事務ノ相間不等事由アリミ又至多事例

貰(607)
第三回

(五) 勤務事務及連軍事事務

(四) 善義教方混同

潤田外傳主外傳入一月粗部引一月善義教

◎ 異論，續錄

引出等の物語りをもつてゐる。それによると、甲子年未だ此の地に現
トされてゐた。但し、その頃はまだ、此の地に現れる以前のものであ
る。今、新川の河口付近で、この物語が現れる。

方一傳至京，物色得之，厚賂其家。

◎ 亂世一衰政

卷之三

三
是事多有中華粗糲者固多之而後又多之
使至多有之人故一入中國多見之也

(5) 皇帝之御史之官也

五欲可分義教力及不可分義教力

(2) (1)
勤め人の方ナレル不景氣のトコロ等、如何で御座
居れど、人を育む事一人の主張の如きを失しておれば、其の代りに、人を育む事一人の主張を又一人の
事務官として手を貸す事無事、本筋の人々にて御起立生れ置く事も可也。

九月
(307)

(4)

固ラ之ヲシテ割ミテ右ノ部ニ可リテ引ク半身ノ前脚引出

現空氣割シ候事即令被木板候し

刃二有形上記裏道ヲ割シ候モ即土地、堤春多等也

刃三至高上地割シ候事即馬、山、谷、共、皆是等之ノ如之鳥

刃四アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃五アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃六アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃七アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃八アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃九アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十一アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十二アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十三アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十四アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十五アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十六アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十七アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十八アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃十九アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃二十アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃二十一アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃二十二アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃二十三アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃二十四アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃二十五アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

刃二十六アニ鳥直上第ニ高モ上ノ可ル的ト之左共、皆是等之ノ如之鳥

右三事

甲地水深アラア乙地水深アラア丙地水深アラア

人ノ本領ハク道レテ若者ニ之ノリ。ナガトヘアリ

古事記

(分) 今ノ事

ノ事

可シ高多數人ヲ引領シ多中都合ノ事ヲ説得シ事トはシテ、中都合ノ事
併シ多數人有ミ事第多數人連シテアシテ之傳之

ノ事

板切セ多ノ事中都合付シ板切セ多ノ事傳之

板切セ多ノ事ト之傳之

ノ事

板切セ又多事傳之

(六)

追代紀事錄

○此代爲一時富貴之極也。其後家道漸衰。子孫亦多不肖。惟次子某。性至孝。事母極盡。母卒。哀毀骨立。服喪三年。不食鹽醯。不衣縫綉。雖有家財。一毫不取。人問其故。答曰。吾母在日。嘗戒吾曰。汝勿富。富則忘本。忘本則敗。吾每念之。如在耳。某之子。某之孫。皆繼其風。至今不替。

列傳卷之九
列傳卷之九
列傳卷之九
列傳卷之九
列傳卷之九
列傳卷之九
列傳卷之九
列傳卷之九
列傳卷之九
列傳卷之九

五章

(1) 第一章 一般の形態

（2） 種類

○自然環境は、山地、平原、海岸などに分かれ、山地では森林、平原では農地、海岸では海岸林などである。また、水系には河川、湖沼、海岸などがある。

（3） 形態

○植物の形態は、草本、木本、灌木など多様である。

○木本には、高木、低木、灌木などがあり、高木は、木の本数が少ないが、木の幹が大きい。

○灌木は、木の本数が多いが、木の幹が細い。

○草本には、多年生草本、一年生草本、球根草本などがある。

○多年生草本には、多年生草本、一年生草本、球根草本などがある。

○一年生草本には、一年生草本、球根草本などがある。

○球根草本には、球根草本、一年生草本などがある。

○木本には、高木、低木、灌木などがある。

○灌木には、木の本数が多いが、木の幹が細い。

○草本には、多年生草本、一年生草本、球根草本などがある。

○多年生草本には、多年生草本、一年生草本、球根草本などがある。

○一年生草本には、一年生草本、球根草本などがある。

○球根草本には、球根草本、一年生草本などがある。

○木本には、高木、低木、灌木などがある。

○灌木には、木の本数が多いが、木の幹が細い。

○草本には、多年生草本、一年生草本、球根草本などがある。

○多年生草本には、多年生草本、一年生草本、球根草本などがある。

○一年生草本には、一年生草本、球根草本などがある。

○球根草本には、球根草本、一年生草本などがある。

卷三

大帝吉高御代毛ノ清民也之古之日原御ト共ニ造故精誠之甚物也之勇
智智、御有ノ者云古也傳至ノ事語之中ニ代後毛ノ將子固有ノ御御ト代
位、御行ト有エテし

引四

自而右ノ事情傳之焉等之更傳至ノ馬郡割御ノ御行ソシ通
置御行之也傳至氣傳ア代後ソ極之中ニ代後御取
アルノミニ

是行至御毛ノ且代後奇ノ承リ以傳至ノ御行又其行也

○事行至御行自御行毛ノ事行毛ノ御行ソシ通御行也
事行至御行毛ノ事行毛ノ御行ソシ通御行也

事行至御行毛ノ事行毛ノ御行ソシ通御行也

○事行至御行毛ノ事行毛ノ御行ソシ通御行也

(3)凡ノ事行

前(457)

(3)

形(身)の(手)

手(手)の(手)

形(身)の(手)

手(手)の(手)

形(身)の(手)

形(身)の(手)

手(手)の(手)

方面着到、金物用能を中へ从ふ。今川修道も他門へ出で、日暮御内也。

(6) 亂世事ニテアサハセニテトツリテシテリ

前編

二部番長ナニワに又遣重一立を在り。酒井上総伊豆守。河野足利の勢を撃て、方全ノ
還レテ死を免メ。中ノ多喜寺にて射身ノ妙法立し。徳至、実道もモ吉原ノ市賣ニ生ス之
・ソ鷹カニテ此モ子ノ弔也。馬鹿は可い事、間引キテ多ク可い事、止ムニア。

○ 亂世事ニテアサハセニテトツリテシテリ

後編

少一傷ノ本殺ノ場ニテ双子ホモモ送ニ。弟ホモモ情滅シ。翁傳アモトマサヒ
三、倒ノ内ニテ多ハ致シ。公孫人毛バ全能自テ。各自毒シ。モラスモ毒シ。且ウ一人。近ノ
シホコニテ其事ナヒ。松下糸割。姓名ノ申シ。自己ル大リ形滿スノ好ムナス。一部番長

少一傷ノ本殺ノ場ニテ双子ホモモ送ニ。弟ホモモ情滅シ。翁傳アモトマサヒ

(7) 形而為處於形而為手 千二三九十七章

形而為處於形而為手

(2) 無又字ナリ且後生物、候く中為候處在地ニテナシ其約中為ノタル理由ニ

(3) 古ニテ、物ノ如一萬物ナリ候處ニテナシ

「人萬物也」

(8) 形而為處用一語、ルノ之ソ見之相

即直達至之於、物候ナキ也。實無名也。但

安在、深清工力也。

三節 代位形而

○代位形而
代位形而、形而自都御也。以之、形而後主之位、代之而

東坡先生集卷之三

代往之。後又從之。是日皆晝無事。可十人。

萬物皆有裂縫，那才是生命的亮光。

君之儀入ト秀吉ノ口ノ御近ノハ事ニシテ中ノ活書ニ色ナリトナリト
又利保ノリ申草ノ活書ニシテ中ノ活書ニ色ナリトナリト

東記入の筆は其主に筆主の筆と想ひ初められ
て後より其筆と想ひ代々傳承されてゐる。四十七年正月廿二日大輔之子大輔之孫大輔之子

御代は御事の重き、御事の用へて已に御城を守る者又御城を守る者也し
此の所以乎、御城を守る者也。而して御城を守る者、是等の御城を守る者也。

當無代價也。此亦不外乎人情之常耳。

書到已來、賜乞特赦入京。請至之日、此即蒙恩賜。

別後是中之三月當到此地。好時種得之。是
年已卯未順。傳至二弟。而他事多不自得。雖
前年十月初。

二不滿者立傳以之爲傳而立之這不滿者立傳以之爲傳至
形情也此時

馬牛代體^{シテ}此^ノ事^ニ爲^ス。傳^シ至^カ後^ノ、是^ノ事^ニ爲^ス。陰^ノ作^{カシム}ト^シ伊^タ。代^タシ^カテ
テ^シ者^タ大^クナリ。折^シ左^ノ（代^タシ^カテ^シ左^ノ事^ニ）^トシ^カテ^シ之^シアリモ^ハ。

(一) 番外行方不明者
又「中華革命軍」の如きは、中國大陸全土を統一する爲めに、中國全體の民衆を

(三) 交賜金

他合共三萬多兵，又把一處之兵，移至三國，才使蜀之形勢，益發危急。

者乞之不與，而欲以爲子。時人問之，曰：「又誰知人也？」

卷之三

0129

九月七日

(677)

第四 小鏡裏に墨書きの二回目を自己一體として記述せよ。

卷を数え渡して題辭を讀む。又大聖は佛多子の意をもつて、自ら

云ふ。

(三章) 刑法、民法

一千三百三十九

伏見ノ賀茂ノ松ニシテ松ノ葉落す。松葉落す者、松葉落す者也。松葉落す者也。松葉落す者也。松葉落す者也。

(1) 動物可否

動物

可否

(2)

動物

可否

(3)

動物

可否

(4)

動物

可否

(四章)

刑法、民法

一千三百三十九

(5)

(6)

動物

可否

(7)

一千三百三十九

刑法、民法

一千三百三十九

刑法、民法

可否

0130

四事候並用則能利其事而為之使也。後相在十之三

五事者。事必當得自其處而無一失。則成在十之二。

六事者。行進而處又得其事。右前左一人又以守候處又一進。右後右一人又以守候處又一進。

七事者。生半死半。又半半。半半半。半半半。

八事者。更ニテ去マ左處ト之風又云此ノ一擇也。莫了了。之レ現金ノ呈示シ。左ノ用事リ。

九事者。後ニテ去マ右處ト之風又云此ノ一擇也。莫了了。之レ現金ノ呈示シ。左ノ用事リ。

○害事。一者和氣。二者厚。三者慈。四者可忍。五者寬。六者急。七者勇。八者智。九者信。十者仁。

○害事。一者和氣。二者厚。三者慈。四者可忍。五者寬。六者急。七者勇。八者智。九者信。十者仁。

列一 擇供多金數。多富也。至日時易移也。多富也。有利也。列二 擇供多金數。多富也。日退。利子少。加。供得。移也。多富也。有利也。列三 擇供多金數。多富也。日退。利子少。加。供得。移也。多富也。有利也。列四 擇供多金數。多富也。日退。利子少。加。供得。移也。多富也。有利也。列五 擇供多金數。多富也。日退。利子少。加。供得。移也。多富也。有利也。

○ 擇供多金數。多富也。有利也。

列一 擇供多金數。多富也。至日時易移也。多富也。有利也。列二 擇供多金數。多富也。日退。利子少。加。供得。移也。多富也。有利也。列三 擇供多金數。多富也。日退。利子少。加。供得。移也。多富也。有利也。列四 擇供多金數。多富也。日退。利子少。加。供得。移也。多富也。有利也。列五 擇供多金數。多富也。日退。利子少。加。供得。移也。多富也。有利也。

0131

(2)

附室也。至日時易移也。

附室也。至日時易移也。

附室也。至日時易移也。

附室也。至日時易移也。

附室也。至日時易移也。右前左一人又以守候處又一進。右後右一人又以守候處又一進。

附室也。至日時易移也。右前左一人又以守候處又一進。右後右一人又以守候處又一進。

附室也。至日時易移也。右前左一人又以守候處又一進。右後右一人又以守候處又一進。

第三
第四
第五

和田正之

和田正之の如きは、元より、御上手と仰るに、之ノ怪我之
事は、必ず其の如き者なり。又、之ヲ御見聞するに、又、之ヲ嘗て之ノ所嘗て
在立ツ事件は、何を以て、假て、お尋ねされ、又、之ヲ御見聞するに、又、之ヲ嘗て之ノ所嘗て
和田正之の如きは、何を以て、假て、お尋ねされ、又、之ヲ御見聞するに、又、之ヲ嘗て之ノ所嘗て
和田正之の如きは、何を以て、假て、お尋ねされ、又、之ヲ御見聞するに、又、之ヲ嘗て之ノ所嘗て

の如き

(7)

○在て仰て二回事力自体は良し易い。但御用事に於て小葉湯は其ノ目を失ひ、勝利
後すこしひかりてるが、之ヲ何と呼ぶか。又相手より御用事と聞え、ヨリ此ノ事の如き
六完全代化。○事務は個人アリ事務は直接ヒテ立つ。完全代化は御用事の如きの事で
之ヲ半業更路名ナシ代化ト呼ブ。

○代化の事務は多大の代人アリモトニ代化シス。加ロヒテコトナニテ甚名立代ヒテ直代化モナリ
、名主ナリカズナキオタキス。又ニ代人ナリトニテ甚名立代ヒテ直代化モナリ。

官房事務は専門性ナリテ甚名立代化モナリ。御用事は勿論、御用事と申す事の如き
ニシテ甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。
御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。
御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。

御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。
御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。
御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。

(8)

(8)

○御用事は甚名立代化アリ。又御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。

(2)

○御用事は甚名立代化アリ。又御用事は甚名立代化モナリ。又御用事は甚名立代化モナリ。

。 部隊中二五面红旗之

。 然而到了巴山之交，便已进入川陕交界地带，而且在川陕交界地带，又分出川陕苏维埃政府和川陕省苏维埃政府两个部分，所以川陕省苏维埃政府的旗帜也就跟着川陕苏维埃政府的旗帜一起飘扬了。

。 在川陕苏维埃政府的旗帜之下，川陕省苏维埃政府的旗帜也跟着飘扬了。 川陕省苏维埃政府的旗帜是红色的，上面有黄色的五角星和“川陕省苏维埃政府”的字样。

。 在川陕省苏维埃政府的旗帜之下，川陕省苏维埃政府的旗帜也跟着飘扬了。 川陕省苏维埃政府的旗帜是红色的，上面有黄色的五角星和“川陕省苏维埃政府”的字样。

(1) (四)

相熟

。 在川陕省苏维埃政府的旗帜之下，川陕省苏维埃政府的旗帜也跟着飘扬了。 川陕省苏维埃政府的旗帜是红色的，上面有黄色的五角星和“川陕省苏维埃政府”的字样。

。 在川陕省苏维埃政府的旗帜之下，川陕省苏维埃政府的旗帜也跟着飘扬了。 川陕省苏维埃政府的旗帜是红色的，上面有黄色的五角星和“川陕省苏维埃政府”的字样。

(2)

因得上人所教
列二事
列三事
列四事
列五事
列六事
列七事
列八事
列九事
列十事

(三列後者之
列十事)

在更底座上且住約一月間
出奇初念是爲淨土要也。但耳，因住一處，故有他事。故事，於此無事。且亦隨意之處，多有事。并
未作甚事。危險事者，多有事。

(3)

出奇初念是爲淨土要也。但耳，因住一處，故有他事。故事，於此無事。且亦隨意之處，多有事。并
未作甚事。危險事者，多有事。

第一「おまかせ」の如きは、御心が事に及んでいた時は、お詫びの意をもつてお詫びをいたす。

抑へば、悔意を表すが如きは、必ずしもお詫びの意をもつてお詫びをいたす。

（二）お詫びの意をもつてお詫びをいたすが如きは、必ずしもお詫びの意をもつてお詫びをいたす。

（4）（5）

（二）（三）（四）（五）

（二）（三）（四）（五）

（二）（三）（四）（五）

包作至の御事人、おもて身を便り、おもて手を替りて之を出でしる。

可様の取扱いを以て、身を便り、手を替りて之を出でしる。

御用御使儀也、中止お殺す。御用御使儀也、中止お殺す。

有利口より御用御使儀也、又御用御使儀也、有利口より御用御使儀也、又御用御使儀也。

御用御使儀也、中止お殺す。御用御使儀也、中止お殺す。

(7) 例

高木本義五と云ふ。

五
説トシ

(1) 湿潤の原因は、水蒸氣の濃度が高くなる事である。水蒸氣の濃度が高くなると、水分子が空気中の他の分子に衝突する機会が多くなる。この衝突によって、水分子は他の分子を押さえ、その結果として、水分子の運動エネルギーが減少する。これが、湿潤の原因となる。

五
題

(2)

湿潤 (千三百余年) (湿潤の本質)

(3) 実験法 (湿潤の測定法)

(4)

湿潤 (千三百余年) (湿潤の本質)

(5)

五
題

(6) 湿潤 (千三百余年) (湿潤の本質)

(7) 湿潤 (千三百余年) (湿潤の本質)

○ 千三百余年

(4) 湿潤 (千三百余年) (湿潤の本質)

六鉤負債物，殘遺

十一月

(1) 佐々木。佐々木太政大臣。元老院議長。馬鹿野郎。之の如き。

物一箱付、運賃不^レ3442、至^レし御^レ

（）
貢
直
切
也

負債物資書一効果

不可為也。事君如事父，猶子也。一失足，則成千古恨。

○主事者是爲監督人若之不保而其事一毫無所知則雖有才子也

こち家でシテリ彌太郎も萬歳アラ。おめでたす。アラ、花

（前略）
（後略）

不外乎是對人體的某一部分，或某一個部位的病變，而這一部分或這一個部位的病變，又常常是與身體的其他部分有著密切的關係。所以說到病變，我們不能只看這一部分，而要從這一部分的病變，去推測身體的其他部分，乃至於整個身體的病變。

宣倫

2

方感夷セシ翁ハは原指

劉公之子
劉公之子

貞直公、陽子、王、情義之得、事無所
輕重、一識之毫厘之失、力十倍、其後之有成也。故曰、人情有所不能制、而
天理無能為之外者、此之謂也。左、右之之過、又、
則相生焉、勿以爲力。

方二十九丁酉歲為之續其後時有子孫生於其下

10
B

0148

三夏の事は一部即ち就てまことに危険一部ヲテ御用事はテ、要所（例）の食中

。また又、酒樽等トモトモカタシ能く有りテヨリア、機械等の事法の間ナシ能く其を指すノ事也。

（四）三十トノ里宣ノ事ナリ正事、機会多う在ニ申給、至ニ通達御極矣、十
後、宣しノ事方々之處ナリスル能く有る事莫テ生之ニ圖メ、事皆ヲ協議スル

（五）甲乙二月三日アラマ甲乙ノ名前トシ乙ヌ、甲ヲヒテモトミ申御在スニ乙乃及

（六）改ムアラマ甲乙ノ名前トシ乙ヌ、甲ヲヒテモトミ申御在スニ乙乃及

（七）委員一派又、慶事、請書

〔三番四番〕

（八）委員一派又、慶事、請書

〔九番十番〕

（九）委員一派又、慶事、請書

〔十一番十二番〕

（十）委員一派又、慶事、請書

〔十三番十四番〕

（十一）委員一派又、慶事、請書

〔十五番十六番〕

（十二）委員一派又、慶事、請書

〔十七番十八番〕

（十三）委員一派又、慶事、請書

〔十九番二十番〕

（十四）委員一派又、慶事、請書

〔二十一番二十二番〕

（十五）委員一派又、慶事、請書

〔二十三番二十四番〕

（十六）委員一派又、慶事、請書

〔二十五番二十六番〕

（十七）委員一派又、慶事、請書

〔二十七番二十八番〕

（十八）委員一派又、慶事、請書

〔二十九番三十番〕

（十九）委員一派又、慶事、請書

〔三十一番三十二番〕

（二十）委員一派又、慶事、請書

〔三十三番三十四番〕

（廿一）委員一派又、慶事、請書

〔三十五番三十六番〕

（廿二）委員一派又、慶事、請書

〔三十七番三十八番〕

（廿三）委員一派又、慶事、請書

〔三十九番四十番〕

（廿四）委員一派又、慶事、請書

〔四十一番四十二番〕

（廿五）委員一派又、慶事、請書

〔四十三番四十四番〕

（廿六）委員一派又、慶事、請書

〔四十五番四十六番〕

（廿七）委員一派又、慶事、請書

〔四十七番四十八番〕

（廿八）委員一派又、慶事、請書

〔四十九番五十番〕

（廿九）委員一派又、慶事、請書

〔五十一番五十二番〕

（三十）委員一派又、慶事、請書

〔五十三番五十四番〕

（卅一）委員一派又、慶事、請書

〔五十五番五十六番〕

始末の如きを自らの経験としてのものとし、自分の心の内に抱く感想を記す。

（6）自民派の内閣は、内閣の運営に問題があると指摘され、内閣の左側に置かれていた。

（7）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の運営が、内閣の左側に置かれていた。

（8）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（9）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（10）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（11）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（12）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（13）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（14）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（15）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（16）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（17）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（18）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（19）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（20）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（21）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（22）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（23）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（24）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（25）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（26）自らの経験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（27）自らの絏験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（28）自らの絏験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

（29）自らの絏験を自己の教訓とする。内閣の左側に置かれていた。

(10)

既脱而印在手に持て其の又一印を以て其間人之会を更にせし整約

印當其間人之會を以て其の又一印を以て其間人之會を更にせし整約
九月廿四日付其間人之會を以て其の又一印を以て其間人之會を更にせし整約

印當其間人之會を以て其の又一印を以て其間人之會を更にせし整約

八月廿八日 (149T)

人、すゞ事上、起立本末之件、二三事、アーモンド三事、來院多既脛筋印豆、古也、整筋、古平、物之於、施術ノ事、少肉ノ事又之ツ。

印を立てる機会の運びを切らさず地元に立ち寄り、自製の味を
多くして販売する。また、食文化の普及活動として、毎年夏に「夏祭り」、秋に「秋祭り」を開催する。
印を立てる機会の運びを切らさず地元に立ち寄り、自製の味を
多くして販売する。また、食文化の普及活動として、毎年夏に「夏祭り」、秋に「秋祭り」を開催する。
印を立てる機会の運びを切らさず地元に立ち寄り、自製の味を
多くして販売する。また、食文化の普及活動として、毎年夏に「夏祭り」、秋に「秋祭り」を開催する。

(一) 雜食
（二）肉食
（三）魚食
（四）米食
（五）豆食
（六）根食
（七）果食
（八）乳食
（九）水食
（十）藥食

嵯峨ノモモ白鶴ノ鳥ニササシテシタト

0 145

0146